

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第14、議案第17号、多度津町立保育所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例（案）の制定について、議案第18号、多度津町児童館の指定管理者の指定について、議案第19号、多度津町いこいの家の指定管理者の指定について、議案第20号、多度津町生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）の指定管理者の指定について、議案第21号、多度津町介護予防拠点施設（四箇地区いきがい健康館）の指定管理者の指定についてを、提案説明の都合上、一括議題と致します。

福祉保健課長、山下君

福祉保健課長（山下 俊和）

それでは、議案第17号から第21号までを一括して提案説明を申し上げます。最初に、議案第17号、多度津町立保育所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例（案）の制定についてですが、多度津町立保育所は、昭和37年10月1日より、高見、及び佐柳地区の幼稚園に併設して、へき地保育所として設置、運営が開始されました。

しかし、対象となる幼児がいなくなったことにより、佐柳地区は昭和56年度、高見地区は平成11年度をもって閉鎖という状況であります。

今回、保育の新制度への移行に係る根拠法等の変更を機会に、本条例の廃止を行おうとするものです。

なお、この条例は、公布の日から施行しようとするものです。

以上で、議案第17号の提案説明を終わります。

次に、議案第18号、多度津町児童館の指定管理者の指定について、議案第19号、多度津町いこいの家の指定管理者の指定について、議案第20号、多度津町生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）の指定管理者の指定について、議案第21号、多度津町介護予防拠点施設（四箇地区いきがい健康館）の指定管理者の指定について、以上、4議案をまとめて提案説明を申し上げます。

現在、福祉保健課で所管いたしております児童館、いこいの家、及び四箇地区いきがい健康館の管理につきましては、社会福祉法人多度津町社会福祉協議会を、また、生活支援ハウスの管理につきましては、社会福祉法人多度津福祉会を指定管理者としておりますが、指定期間が本年度末で終了するため、各施設の管理状況や利用者サービス等指定の更新について検証を行いました。

その結果、指定管理者制度により、各施設につきましては、管理運営の効率化が図られているとともに、施設管理面での権限の移譲及び責任の明確化などにより、小規模の修繕等への対応が迅速にできている等一定の成果が上がっていると考えております。

また、各施設の本来の設置目的に加え、施設の効率的運営により、利用者サービスの向上につながるという観点からも、現在、管理を委託している団体に、引き続き管理を行わせることが適当と考えております。

よって、地方自治法第244条の2第6項、及び各施設の設置等に関する条例の規定により、指定管理者として、平成27年4月1日から平成30年3月31日まで、引き続き、社会福祉法人多度津町社会福祉協議会、及び社会福祉法人多度津福祉会を指定しようとするものであります。

以上で、議案第17号から議案第21号までについての提案説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。